

北海道北見方面公安委員会告示第18号
昭和54年4月16日

改正 昭和57年4月1日北見方面公安委員会告示第5号、60年2月13日第5号、61年12月25日第27号、平成元年3月30日第11号、平成元年3月30日第11号、4年2月28日第5号、8年8月30日第24号、11月26日第33号、12年8月11日第25号、15年4月25日第14号、17年4月8日第10号、18年5月19日第17号、19年6月19日第15号、21年12月4日第27号、24年4月1日第7号

北海道北見方面公安委員会公印規程を次のように定める。

北海道北見方面公安委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道北見方面公安委員会(以下「公安委員会」という。)において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な事務に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の事務に使用するもの

(公印の制式及び用途)

第3条 一般公印及び専用公印の制式及び用途は、別表のとおりとする。

(公印の登録等)

第4条 公安委員会は、公印を作成し、又は改刻したときは、その印影を公印台帳(別記様式)に登録しておくものとする。

(北海道警察北見方面本部長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用その他必要な事項は、北海道警察北見方面本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月16日から施行する。
- 2 北海道北見方面公安委員会公印規程(昭和34年北海道北見方面公安委員会告示第2号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に使用中の旧規程の規定に基づき作成された公印は、この規程の規定に基づき作成された公印とみなす。

改正文(昭和57年北見方面公安委員会告示第5号)抄
昭和57年4月1日から施行する。

改正文(昭和60年北見方面公安委員会告示第5号)抄
昭和60年2月13日から施行する。

改正文(昭和61年北見方面公安委員会告示第27号)抄
昭和62年1月1日から施行する。

附 則(平成元年北見方面公安委員会告示第11号)
この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年北見方面公安委員会告示第5号)
この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成8年北見方面公安委員会告示第24号)
この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成8年北見方面公安委員会告示第33号)
この規程は、平成8年11月26日から施行する。

附 則(平成12年北見方面公安委員会告示第25号)

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成15年北見方面公安委員会告示第14号）

この規程は、平成15年4月25日から施行する。

附 則（平成17年北見方面公安委員会告示第10号）

この規程は、平成17年4月8日から施行する。

附 則（平成18年北見方面公安委員会告示第17号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年北見方面公安委員会告示第15号）

この規程は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成21年北見方面公安委員会告示第27号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成24年北見方面公安委員会告示第7号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。